

会 議 録 （要 旨）

| | |
|--|--|
| 会 議 名 | 第4回（平成23年度第2回）武蔵村山市自立支援協議会 |
| 開 催 日 時 | 平成23年8月22日（月） 午後2時 ～ 午後4時 |
| 開 催 場 所 | 市民総合センター内 3階 小会議室 |
| 出 席 者 及 び 欠 席 者 | 出席者：大野委員、森本委員、須永委員、見崎委員、鈴木委員、川崎委員 龍輪委員、古川委員、笹本(悦)委員、高橋委員、足立委員、宮本委員、菅原委員、森田委員 欠席者：椎木委員、笹本(秋)委員、長田委員、有賀委員、岩瀬委員、萩原委員 |
| 議 題 | 1 委員から課題の発表（武蔵村山市聴覚障害者協会） 聴覚障害者協会としての要望課題 2 発表された課題に対する自立支援協議会としての取組みについて 3 その他 |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | 議題1について 聴覚障害者からの要望課題として、情報コミュニケーションの確立、情報提供装置等について発表がある。これまでに発表された課題に対し質疑を行う。 議題2について 武蔵村山市としての基本的な計画はどうなっているか、現実の問題はどうなっているか整理を行う。 |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) ● 会長 ■ 事務局 □ 委員 | <p>●第2回目の自立支援協議会を開催する。 事務局から本日の進行、資料等の説明をお願いしたい。</p> <p>■本日、協議会に初めて参加している委員がいられるのでご紹介させていただく。 □委員挨拶 省略</p> <p>●議題1 聴覚障害者の団体から課題の提出があり、発表をお願いする。 □1 情報コミュニケーションの確立として、手話通訳者の養成、通訳派遣の24時間提供体制と市役所、出張所に手話通訳者を設置して欲しい。 2 情報提供装置について、日常生活用具として付加、火災報知器の視覚化、アイドラゴンの各家庭への支給、災害時情報の得られる場所を設けて欲しい（通訳の配置）。</p> <p>□聴覚障害者の方々には大変重要ことだと思うが、この協議会に何をして欲しいのか。協議会設置要綱をみてもできるわけがない。権限がない。</p> <p>●協議会の中で、団体から出てきたことを協議会として整理し、進めて行く方法でよろしいか。 ■機器という物の形で、新たな支給制度の創設と書かれているが、全体として、聴覚障害者に対する情報コミュニケーションの施策の充実、課題等のまとめ方で協議会として取り組んで行く必要がある。</p> <p>□委員から協議会の政策部分のご指摘があったが、聴覚障害者の課題は共通に理解しておかねばならない。「災害時に情報が得られる特定の場所を市内公共施設に」この部分は絶対的な問題である。</p> <p>●どの障害かにかかわらず、市民全体がシステムを知っておくことが大事である。 □課題の発表をさせていただきたい。 障害をお持ちの方も65歳になると強制的に介護保険の介護認定の申請をする。要介護度が決定し、介護保険サービスを受け、足りない部分は自立支援法のサービスを利用していく制度となる。介護認定審査会で要支援1,2と決定された方は、介護保険で受けるサービスで満足しているかどうか懸案事項となっており、決定する上でも重要事項となる。同じヘルパー派遣を介護保険サービスで受けると自立支援法のサービスは受けられない。介護保険の要支援1など却下された方がいいとの考えもある。介護保険法では、平成24年4月から介護保険事業計画に国の要望で、地域密着事業、武蔵村山市にあったサービスは武蔵村山市が作るとなっている。介護保険法と自立支援法の縦割りではなく、制度を横断して武蔵村</p> |

山市の高齢者、障害者の方、お持ちでない方、ともに生活できるような横断した施策を検討いただきたい。

- この協議会は地域の協議会である。地域で何ができるか、武蔵村山市の福祉は、周辺市に比べてどの位置にあるのか。遅れているのか、進んでいるのかを認識しなくては計画をもとに市がどのように進んでいくのか、分からない。4大疾病が5大疾病となり精神障害が入ってきたが、精神科に関する病院がない。クリニックもない。東大和市にクリニック3、立川市では6である。日中の働く場としての作業所もない。立川5、東大和3である。
- 医療を含めた居場所等の整備が遅れていることを協議会の中で検討していただきたいとのこと。

- 明日の希望が持てる計画を作って欲しい。
計画の評価だとか進行管理に関すること武蔵村山市がどうあるべきか意識を持っていきたい。

- 精神に関わるものとして武蔵村山市の状況をお話する。
市内に精神に関する医療機関が全くない。病院となると、八王子、青梅、23区に通院されている。地域に戻れないため退院できない、偏見があり地域に戻れない、10年、20年、30年入院されている。市内に病院がないため、市外の病院に入院しているが、病状が安定し、地域の生活が行える者であれば生まれ育った武蔵村山で生活できるよう考えて行く必要がある。人間らしくある程度生活が保障できるように、地域の生活を守って生活できるように考えるのが自立支援協議会ではないか。

- 精神疾患の方の実情の報告がありました。次の議題に移らしていただく。前回並びに本日の段階で事務局から情報提供を含めて説明をお願いします。

■児童デイサービスについて

現行の法体系では障害児のサービスは、障害者自立支援法に基づき児童デイサービスを市町村が支給決定をしている。知的障害児通所施設については児童福祉法に基づいて都道府県が支給決定している。法改正により、放課後等デイサービスが児童福祉法に新たに新設される。対象は、学校教育法に規定する学校、幼稚園、特別支援学校も含む障害児である。放課後、夏休み等の長期の休みに利用できる。

児童発達支援の障害児支援としては、障害者自立支援法と児童福祉法に分かれてサービスを提供していたが、今回の改正により児童福祉法に統一される。障害児に対する通所サービス支給決定を都道府県と市町村に分かれて行っていたが、市町村が児童福祉法に基づき一体的に支給決定する。障害児に対するサービスが児童発達支援、医療型児童発達支援に再編される。

重度心身障害児通園事業である。平成24年4月から児童福祉法で法定化され、児童発達支援に含まれ、18歳以上の利用者については重度心身障害児施設に入っているが、児童発達支援と障害者サービスを一体的に実施することで子供向けの支援と大人向けの支援を一体的に実施したらどうかと国が現在考えている。障害児と障害児支援の強化ということで大きな改革となる。

- 18歳までは児童福祉法、18歳を以上になると障害者自立支援法の取り扱いになる。夏休み等の長期休暇中も同じ取扱いである。立川市では、学童についてもお母さんに働いてもらいたいので、夏休み昼間を含めて実施すると聞いた。武蔵村山市の学童はどうか。

- 市の現状としては、各学校に1つの学童保育クラブを目指している。基本的には、学校の敷地内に校舎とは別の建物で実施している。

障害のないお子さんと障害のあるお子さんと混合した受け入れをしている。放課後等デイサービスは、基本的には障害児を対象としたサービスと思われるが、現状の学童保育事業が再編されて行くのかは示されていない。

学童保育事業は市の直営事業で行われている。放課後等デイサービス事業所は民間のサービス提供機関、保育園、保育園を経営する社福とか学校法人が開設して障害児にデイサービス事業を提供していく。既存の保育園、幼稚園で受け入れている障害児をこのデイサービス事業に入れるのか、現在障害のあるお子さんと、ないお子さんが混合で保育なり教育が行われている。障害のあるお子さんだけ切り離すの

かは現在不明である。

□私どもの施設では、障害のある小学生、中学生、高校生を春休み、夏休みに受け入れている。

●長期休業中における児童デイサービス事業は現に新しい制度とは関係なく一部施設では行われている。今後法律がどのように整備されていくのかは不明である。デイサービス事業についてご質問ありますか。

発表されたすべての課題を事務局が整理をしている。音声信号機の設置、知的障害者の日中活動の場、困難事例を検討していく仕組み、就労ネットワークの創設、障害者の居住支援、重度障害者の日中活動の場の確保、このようなことに意見が集約されている。日中活動の場については、本日説明のあったとおりである。

障害者（児）の日中の場の確保、障害者への居住支援、障害者の就労の促進と困難事例を検討する仕組みの設立と成年後見制度の積極活用を合わせて相談支援体制の充実、障害者と聴覚障害者団体課題を合わせて障害者の生活改善と環境を整備について。このように整理した。これに優先順位を付けていく。

■①資料3について、第2回の会議で確認いただいた資料で、自立支援協議会の運営イメージである。

- ・第1ステップで課題を精査、事務局、部会、関係機関から情報を提供する。専門部会、事業者部会、市及び関係機関から自立支援協議会が課題を挙げる。障害者の居宅介護の事業者部会、横断的な事業者部会を事務局としてもお願いしたい。個別支援会議、障害のある方の生活支援をどうするか。生活を維持していくにはどんなサービスが必要か。
- ・第2ステップで、提供された課題に優先順位を付けて解決していく課題を決定する。重要課題、優先的に解決する課題であるとか、協議していただく。
- ・第3ステップで、プロジェクトチーム（課題を検討）を作る。プロジェクトチームで課題について検討する。再度、全大会にプロジェクトチームで検討した結果を報告する。
- ・第4ステップで、検討結果を精査し、市に施策提案をする。
- ・第5ステップで、提言した施策が市の障害者計画、障害福祉計画の中で実践されているかを協議会で進行管理をする。

②資料4では、自立支援協議会の当面の運営について説明する。

- ・プロセス1で、市の施策での到達状況の確認、理想、障害の福祉施策としてやるべき、望ましい形、市の現状が見えてくる。
- ・プロセス2で、障害者基本法に基づく障害者計画や障害者自立支援法に基づく障害者福祉計画での確認。
- ・プロセス3で、提起された課題を自立支援協議会で解決していくのか検討。検討については、課題別専門部会を活用。自立支援協議会の中で望ましい姿と、現実の差が明らかになる。重要度や優先度に応じ、検討する方法（専門部会を作るとか）を論議する。

③資料5では、平成22年度の計画値と実績値を掲載している。

- ・音声信号機の設置は計画値では何も記載がない。障害者計画の中に、居室の段差解消、手すり設置、住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進を記載している。家の外のことについて、記載がない。視覚障害者生活訓練指導委員の導入については、記載がない。日常生活用具補助制度の改善についても記述がない。
- ・生活介護施設の拡充と送迎サービスについて、計画値が月あたり1210人/日、実績値が952人/日であり、旧身体障害者福祉法、旧知的障害者福祉法によって運営していた施設が平成23年度までに新法に移行することになる。生活介護施設が旧法のまま運営されている実態があるため、計画値に達してない。計画では、近隣のサービス事業者と連携を強化するとともにサービス事業者の誘致を図る。生活介護事業を市の直営事業で行うか、民間事業者で行うかがあるが、基本的には民間のサービス事業者を誘致していく。
- ・児童デイサービスの実施については、計画値は66人/日、実績値28人/日、事業所が旧法から新法に移行していないことが原因である。
- ・移動支援事業の充実につて、計画値が44人/日、実績値に到達している。平成

23年10月から重度視覚障害者は同行援護事業が創設。移動支援事業は、市の任意事業である。平成23年6月から体幹、脳原生、下肢のいずれかの機能の障害を有する方も利用可能となった。

- 発達障害児者の支援充実については、平成24年4月から発達障害児は児童福祉法を基本に実施する。障害者自立支援法と児童福祉法となっていたのが、児童福祉法で支援を行う。
- 困難事例を検討する仕組み構築は、計画では記載はない。
- 成年後見制度の積極的利用については、現状は市町村の任意事業である。精神障害者や知的障害者が法律上の判断能力がない場合、後見人、保佐人を選任することになる。法律が改正され平成23年10月から地域生活支援事業は同じであるが、市町村の必須事業となり、市で障害者の後見制度を実施することになる。
- 障害者雇用チャレンジ制度の継続については、計画の中では記載はない。
- 障害者の居住支援については、計画での目標値が32人/月、実績値が29人/月、目標値に達していない。障害福祉計画では、近隣のサービス提供事業者と連携強化するとともに、本市のサービス事業者がグループホーム等の設置する支援に努める。
- 医療的ケアの必要な障害者の日中活動の場の拡充については、現状、生活介護事業所等において、ケアの必要な障害者の受入れが進んでない。
- 各お立場で、説明に対しご質問を伺いたい。
- 協議会の当面の運用について、各要望をもとに行われるのであれば、精神も課題を出したい。
- 今日、この方向でいいか確認したい。現時点で、足りない意見は後日いただく。
- 自立支援協議会で障害者の福祉施策をすべて解決するには長い期間にわたり取り組んでいかないと解決できない。重要な課題は何か、優先的課題は何かを、本日又は次回で拾いだしていただくのが第一の作業である。
- 今回、次回で検討するとのこと。専門部会はいつごろ作るのか専門部会は、困難事例を検討するとか、自立支援協議会で最初に検討を進めて行く部分である。今日の資料では、いつから始めて行くかわからない。
- 今回、ないし次回の会議の中で優先的に解決する課題、重要な課題と思われるものを選ぶのが先決である。選ばれた課題について部会を作る。
- 障害者の日中活動の場の確保、障害者の居住支援、相談支援体制の充実、障害者の生活改善に分かれるのではないか。事務局が整理したもので、この中で優先順位を付けられない。4つに整理したものでいいのか、細かく分けると背景も違うからまとまらなくなる。4つの分科会を作りどれに属したいか決めていただき、方向性を整理して行く考えでいるが意見を伺いたい。
- 本協議会の目指すことは、障害者への地域支援の方向を示す。市長の考えを逸脱したものにならないか。武蔵村山市のカラーを付けて創出していく必要がある。武蔵村山市の障害計画はどうあるべきか。私たちの目指すのは現状ではなく、10年、20年後はである。すべてを考えないと、ブレてしまう。武蔵村山市のサービス財源はこれでいいのか、サービス財源の他市との比較、他県と東京都の比較、望みうる施策はどうようなものか。武蔵村山市としてのビジョンが必要か踏まえて現状を見て考え方を決めていく。委員としては一時しか関われないが次の世代に引き継げるものを構築しないと意味がない。
- 自立支援協議会では、細かな論議ができない。プロジェクトチームと専門部会は別のものと思っていた。
- 自立支援協議会は、障害者の福祉の現場でどのような問題が起きていて、問題を解決する手立てが必要なのか、各機関の代表者に参加していただいているのが全体会である。個別支援会議は、サービスを行う上での問題を検討する。事業者の専門部会から提起された課題を自立支援協議会で課題として捕え課題を解決していくためのプロジェクトチームを作り検討する。検討結果を自立支援協議会で最終的に決定する。次回、事業者の専門部会と課題別のプロジェクトチームのイメージ図を提供する。
- 市の障害福祉計画と地域福祉計画がある。それに対して自立支援協議会で現場のニ

| | |
|--|---|
| | <p>ーズを確かめながら、方向を決めていく。細かな諸問題もある。解決していったらいいの方向性によって将来の方向も見えてくる。</p> <p>■市長が福祉の専門家であり、障害福祉計画、障害者計画が基本である。市長が挙げているものに証明していくプロセスは逸脱できない。障害者計画を皆さんが分かっているかどうか。理解して自立支援協議会がどこの位置づけられているか。</p> <p><input type="checkbox"/>立場立場で優先順位は違う。まとまりのないことになるのではないか。</p> <p><input type="checkbox"/>同じような団体の意見は優先したい気持ちはある。全部問題が出てきているのかも一回課題を取り上げてからプロジェクトチームを作ればいいのか。</p> <p><input type="checkbox"/>課題は全部必要なもので、これに順位を付けてリードできるリーダーがいるのか。精神障害の問題は家族も含む、精神病院を誘致するとした場合どのようにするのか。</p> <p><input type="checkbox"/>現状にないものは作って欲しい。医療的ケアの必要な障害者の日中の居場所を立川市で行っている。他市でやっていることはできる。自分立場での話しかできない。居場所、居住の場所を重視してほしい。親の高齢、障害者も高齢化していく、CHを設置して欲しい。</p> <p><input type="checkbox"/>どれを順位付けていいかわからない。難しい。</p> <p><input type="checkbox"/>優先順位をつけるのは難しい。</p> <p>●教育の場で大きな変化があり、発達障害の中に知的障害が入ってきた。知的障害は忘れがちである。これから分離型でなく障害のあるなしの区別を行わない方向に向いている。障害があるかないか認定されていない軽度の子供たちの行く場所がない。武蔵村山として基本的な計画はどうなっているか、現実の問題はどうなっているか、整理ができないか。</p> <p>■次回の日程は、10月ごろを予定する。 武蔵村山市第3期障害福祉計画のアンケートを行っている次回。集計結果をお示しする予定である。</p> |
|--|---|

| | |
|--------------------|---|
| <p>会議の公開・非公開の別</p> | <p>■公開 傍聴者： <u>0</u> 人</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> |
|--------------------|---|

| | |
|---------------------|---|
| <p>会議録の開示・非開示の別</p> | <p>■開示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非開示（根拠法令等：)</p> |
|---------------------|---|

| | |
|--------------|----------------------------|
| <p>庶務担当課</p> | <p>健康福祉部 障害福祉課（内線：642）</p> |
|--------------|----------------------------|

（日本工業規格A列4番）